入札説明書添付資料-1 広域組合委託先企業について

1. 広域組合委託先企業の定義について

本施設から生じる副生成物のうち選定事業者が第三者に有償売却可能なものについては, 選定事業者の費用及び責任でこれを売却し,自らの収入とすることができる。

一方で,第三者に有償売却できない状態である副生成物(以下「当該副生成物」という。) について,選定事業者の提案内容が第三者を活用して「当該副生成物」の有効利用又は最終 処分を実施するものである場合は,その運搬又は引取りに関する委託は広域組合が行うもの とする。

この考え方に基づき広域組合から委託を受ける企業を広域組合委託先企業と総称する。

2.選定事業者の責務

選定事業者の提案内容が広域組合委託先企業を活用して「当該副生成物」の有効利用又は 最終処分を行うものである場合は,選定事業者は自らの費用及び責任で広域組合委託先企業 を確保し,その業務実施状況を管理すること。

(詳細は別添資料「事業契約書(案)」を参照。)

3. 選定事業者が確保する広域組合委託先企業

選定事業者が確保する広域組合委託先企業は以下の2つに大別するものとし,選定事業者は自らの提案内容に応じて 及び を組み合わせて広域組合委託先企業を確保すること。

選定事業者が「当該副生成物」を最終処分する場合に,益田市下波田処分場まで「当該 副生成物」の運搬を行う企業

選定事業者が「当該副生成物」の有効利用を行う場合に、「当該副生成物」を引取る企業及びこれに伴う運搬を行なう企業。なお,選定事業者が確保すべき広域組合委託先企業の範囲は、「当該副生成物」が引取先において有効利用(自ら燃料または原料として利用)され又は有償売却される状態に至るまでとする。

4. 広域組合委託先企業の具体例

上記3.の分類に基づき次頁において「広域組合委託先企業の具体例」に以下の事項について示す。

選定事業者が確保・管理すべき広域組合委託先企業の範囲

広域組合と広域組合委託先企業の契約関係

選定事業者から広域組合委託先企業への支払関係

なお,別紙に具体例を示すが,以下の例によらない場合においても上記1~3の内容を踏まえて,必要に応じて広域組合委託先企業を確保すること。

広域組合委託先企業の範囲等

